

官民連携ガイドライン（火災予防分野）

銚子市消防本部予防課

1. 火災予防分野における官民連携の目的

銚子市消防本部では、火災予防を推進するにあたり、予防課に事務局を置く任意団体（銚子市防火安全協会、銚子女性防火クラブ）を通じた民間との連携・協力によって、事業の効率化や費用削減を図りつつ、その効果を最大限に引き出すための活動を行っています。

多様で複合的な行政需要に的確に対応する一方、生産年齢人口の減少に伴う歳入の減収等による厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な視点で事業に取り組む必要があります。

近年ではCSR（企業の社会的責任）を果たすための社会貢献活動や、CSV（共通価値の創造）に取り組む民間事業者が増えてきています。

当課では、民間事業者等の多様な主体との連携・協力を進め、消防行政に求められるサービス水準の維持確保と質的向上を図るため「官民連携ガイドライン」を定めます。

なお、本ガイドラインは、法令や市の方針等により適宜見直しを行うものとします。

2. 官民連携の対象事業

官民連携の対象は、基本的に火災予防のイベントや啓発活動などのソフト事業とします。

なお、官民連携は、公民連携とも表現されますが、当課においては火災予防分野の課題解決に取り組む主体となる消防本部の事業に、民間事業所が連携・協力するという観点から「官民連携」という呼称を用いることとします。

3. 官民連携の手法

（1）民間提案

民間事業者からの提案を受け、火災予防の推進を図るための制度です。

① 「自由提案方式（自由型提案）」

民間事業者からの提案を受け、実現に向けて対話を進め、実施する方式です。

② 「提案募集方式（テーマ型提案）」

当課が解決策を求めたい課題について、消防本部でテーマを決め、提案を公募する方式です。

（2）連携協定

行政と民間事業者が双方の強みを活かし、連携・協力するための枠組として協定を結び、行政課題の解決を図ります。

① 個別連携協定

ひとつの分野での連携事業の実施にあたって必要な事項を定め、銚子市消防本部と民間事業者双方が合意した上で協定を締結し、事業に取り組みます。

※ 包括連携協定

複数の分野での連携事業の実施にあたって必要な事項を定め、銚子市（銚子市消防本部）と民間事業者双方が合意した上で締結する協定です。

当課が定めるガイドラインでは、火災予防分野という、ひとつの分野において民間事業者との連携・協力を行うものであるため、包括連携協定は対象としていません。

4. 官民連携の推進について

官民連携を推進するための体制等について次のとおり定めます。

(1) 推進体制について

官民連携の推進にあたっては、以下の点について十分に留意し進めることとします。

① 事業効果の最大化

官民連携にあたっては、民間事業者との対話により、公共性、公益性について検討し、社会の変化や市民のニーズに合わせた事業内容を決定します。

② 役割分担の明確化

官民連携事業の実施にあたり、互いの強みを最大限に発揮するとともに、不足する部分を補完できるよう役割分担を明確にします。

また、事業の安全性を確保するため、発生するリスクを想定し、仮に事故等が生じたときの消防本部と民間事業者の責任範囲について互いに同意することを原則とします。

③ 競争性・透明性・公平性の確保

官民連携事業に係る手続きについては、競争性と透明性、公平性を確保し進めます。また、連携事業に賛同する事業者が積極的に参加できる環境を整備します。

④ 協調の重視

官民連携による火災予防の推進に向けた様々な施策を模索するとともに、施策事業の目的を共有するため、協調を重視します。

⑤ アイデアの保護

民間事業者との対話の中で得たアイデアやノウハウ等の知的財産・経営財産を尊重し、適切に保護します。

(2) 官民連携手法の評価について

官民連携により実施した事業は、その終了時に、民間事業者と事業の効果を検証します。

(3) 官民連携事業の推進体制

火災予防分野における官民連携事業の推進のため、調査研究や新たな事業の導入可能性についての検討を行います。